

住居確保給付金のしおり

～ 家賃補助、転居費用補助に関するご案内 ～



村上市観光キャラクター「サケリン」

生活支援センターむらかみ

村上市役所 福祉課 福祉政策室

住居確保給付金とは

1 家賃補助

就労機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失するおそれがある方に、家賃相当分の給付金を支給すると共に、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

2 転居補助

離職、休業等により、世帯収入が著しく減少し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方に、転居費用相当分の給付金を支給すると共に、家計の改善に向けた支援を行います。

1 家賃補助

【要件】

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失のおそれがあること。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内(疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内)、又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった。(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の、世帯収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること。(ただし、児童手当・児童扶養手当等、特定の目的のため支給される手当・給付は含まない。)

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額
1人	86,000円	32,000円	118,000円以下
2人	124,000円	38,000円	162,000円以下
3人	147,000円	42,000円	189,000円以下
4人	175,000円		217,000円以下
5人	209,000円		251,000円以下
6人	242,000円	45,000円	287,000円以下
7人	275,000円	50,000円	325,000円以下

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。(金融資産の例:現金、預貯金、株式、NISA、暗号資産等)なお、負債がある場合、金融資産と相殺しない。

世帯人数	金融資産
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。※ただし自営業・個人事業主のうち、経営相談を行い事業再生を目指す方は、6ヶ月に限り自立に向けた活動を求職活動に代えることができる場合がある。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するもののいずれもが暴力団員でないこと。

家賃補助の支給額

- ・月の収入合計額が基準額以下の場合、支給額は家賃額
- ・月の収入合計額が基準額を超える場合、以下の計算式により算出された額
※支給額の上限は、前頁記載の家賃上限額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額} + \text{家賃額} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

(家賃補助額)

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

- ・賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方は、家賃補助の申請に併せ、転居費用補助の申請を行うことができます。詳しくは「転居費用補助」をご参照ください。
- ・初期費用への対応が困難な方や、生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

※生活福祉資金(総合支援資金)

継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

住宅入居費	40万円以内	
生活支援費	単身	月15万円以内
	2人以上世帯	月20万円以内
一時生活再建費	60万円以内	貸付期間 3カ月(最長1年間)

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子／連帯保証人を立てない場合は年1.5%

- ・住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
(10万円以内)・貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金(家賃補助)の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票
戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ③ 下記AまたはB
A 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
※疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は、その事情があったことを証明する書類の写しを添付してください。
B 収入を得るための機会が減少していることがわかる書類の写し
（勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表や注文主からの発注の取り消し等が確認できる書類）
- ④ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
（給与明細書、預金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわかる書類）
- ⑤ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 賃貸契約書（申請時において居住地がある場合）
- ⑦ ハローワークで就職活動を行う申請者は、ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し
- ⑧ 入居（予定）住宅に関する状況通知書

住居確保給付金(家賃補助)受給中の求職活動

◆ ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ・ 毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受け、「職業相談確認票」に所定の記載を受ける必要があります。
- ・ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。
- ・ 月4回以上、自立相談支援機関による面接等の支援を受ける必要があります。

◆ 経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ・ 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける必要があります。
- ・ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。
- ・ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取り組みを行う必要があります。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間を、2回まで、延長することが可能です。（最大9ヶ月）

- ※要件 ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと。
・ 世帯の収入額と金融資産額が一定以下であること。

住居確保給付金の延長を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、収入額と近
入資産額が分かる書類を準備して、自立相談支援機関へおいでください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃額が変更された場合。
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって受給中に収入額が減少し、基準額以下に至った場合。

住居確保給付金(家賃補助)を中止する場合があります

- ◆ 求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 市が策定したプランに従わない場合には、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または就労状況が以前と同じ状態に戻り、就労により得られた収入が基準額を超えた場合は、収入を得られた月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方(大家からの要請又は市の指示による場合を除く。)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者の同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、拘禁刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金(家賃補助)の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回のみの支給です。
- ◆ ただし、受給期間終了後、新たに会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合もしくは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由や都合によらないで減少し、いずれも従前の支給が就労した月の翌月から起算して1年を経過している場合、支給要件に該当するときは再支給を受けることができます。

※最後に住居確保給付金の申請をした日が令和6年3月31日以前であって、当該申請にかかる支給が終了した後に、新たに会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合については、当該申請にかかる支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していなくとも、再支給の申請ができます。

- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金(家賃補助)を返還していただく場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

2 転居費用補助

【要件】

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失している又は住居喪失の恐れがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入の額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月の、世帯収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること。

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額
1人	86,000円	32,000円	118,000円以下
2人	124,000円	38,000円	162,000円以下
3人	147,000円	42,000円	189,000円以下
4人	175,000円		217,000円以下
5人	209,000円		251,000円以下
6人	242,000円	45,000円	287,000円以下
7人	275,000円	50,000円	325,000円以下

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。(金融資産の例:現金、預貯金、株式、NISA、暗号資産等)
なお、負債がある場合、金融資産と相殺しない。

世帯人数	金融資産
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し、支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がるが家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するもののいずれもが暴力団員でないこと。

転居費用補助の対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料) ・ 転居先への家財の運搬費用 ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃(前家賃) ・ 家財や設備の購入費

転居費用補助を申請するために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票
戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ③ 世帯収入が2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ④ 世帯の収入が著しく減少する前に、申請者及び申請者の同一の世帯に属する者が死亡、又は離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑤ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 要転居証明書
- ⑦ 持ち家の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し(持家の場合)

転居費用補助の申請から決定まで

- ◆ 面談
 - ・ 自立相談支援機関と面談を行い、家計改善支援(プラン作成・目標設定)を受け、「要転居証明書」の交付を受けてください。
- ◆ 転居先住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整
 - ・ 転居先住宅を確保し、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・交付を受けてください。
- ◆ 転居費用補助の支給申請
 - ・ 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- ◆ 転居費用の資産・決定
 - ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。また、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。不動産仲介業者等の指定の口座へ村上市から初期費用等が振り込まれます。
- ◆ 入居後の報告書等の提出
 - ・ 受給者は入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票を添付して、自立相談支援機関へ提出してください。
 - ・ 転居に要する費用(家財の運搬費用、現状回復費用等)の見積書等を提出している場合は、実際に払った額を確認できる書類(領収書等)も添付してください。

転居費用補助の再支給について

- ◆ 転居費用補助の受給後に、受給者と同じの世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同じ世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合において、支給要件に該当する場合には再支給を受けることができます。

転居費用補助を返還していただく場合があります

- ◆ 虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額または一部について徴収します。

《相談先》

生活支援センターむらかみ

(村上市生活困窮者自立相談支援機関)

TEL : 0254-62-7756

《担当課》

村上市 福祉課 福祉政策室

TEL : 0254-75-8938